

平成 19 年度監察結果の概要

平成 20 年 3 月
国土交通省
大臣官房監察官室

実施状況

「官紀の保持の強化」（監察事項Ⅰ）、「職員研修体系の整備・改善・充実」（監察事項Ⅱ）について、それぞれ現地監察を実施した。

また、定期監察とは別に、地方整備局等における入札談合情報に関する取組状況（監察事項Ⅲ）について書面による特別監察を実施した。

これらの監察を踏まえてとりまとめた平成 19 年度監察結果の概要は以下のとおり。

（監察事項）

- I 官製談合からの決別を確実なものとするためのコンプライアンス体制の強化、入札契約制度の改善、公益通報体制の整備、不当な働きかけ記録・報告・公表体制の整備、建設業・海上運送事業等の法令遵守への指導強化等を通じた官紀の保持の強化
- II 研修メニューの体系化・多様化、組織間の役割分担の明確化・研修に係る予算制度の充実など国土交通省における職員研修体系の整備・改善・充実
- III 地方整備局等における入札談合情報に関する取組状況

（対象機関）

（監察事項Ⅰ）

東北地方整備局、関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局、四国地方整備局、九州地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局（開発建設部）（以下「地方整備局等」という。）、北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局、中国運輸局、四国運輸局、九州運輸局及び内閣府沖縄総合事務局（運輸部）（以下「地方運輸局等」という。）

（監察事項Ⅱ）

国土交通大学校、国土交通政策研究所、地方整備局等及び地方運輸局等

（監察事項Ⅲ）

地方整備局等

I. 官製談合からの決別を確実なものとするためのコンプライアンス体制の強化、入札契約制度の改善、公益通報体制の整備、不当な働きかけ記録・報告・公表体制の整備、建設業・海上運送事業等の法令遵守への指導強化等を通じた官紀の保持の強化

1. 報 告

(1) 総 論

国土交通省発注の水門設備工事にに関して元職員が入札談合に関与したとして、公正取引委員会から国土交通省に対し、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律に基づく改善措置要求等がなされたことを受け、平成19年3月に「入札談合防止対策検討委員会」において「当面の入札談合防止対策について」がとりまとめられ、「入札談合の防止について」（平成19年3月9日付け国地契第90号）が各地方支分部局に通知された。さらに、同年6月には、その後の事実関係の調査の結果や談合の背景・要因の分析を踏まえ、改善措置としての入札談合防止対策が公表された。

公表された入札談合防止対策のうち、①国土交通省におけるコンプライアンスの徹底、②競争性・透明性等の向上のための入札契約方式の改善、③ペナルティの強化、④再就職の見直しに関し、地方支分部局における取組の状況等について監察した。

また、入札談合防止対策以外の官紀の保持の強化に関し、公益通報体制の整備、建設業・海上運送事業等の法令遵守への指導強化等の状況について、併せて監察した。

(2) 入札談合防止対策に係る事項

1) 国土交通省におけるコンプライアンスの徹底に関する取組状況

① 職員の意識改革

ア) 業務内容や職責に対応したきめ細かいコンプライアンスに関する研修・講習の実施

・コンプライアンス・インストラクターによる職員に対するコンプライアンスの指導状況

各地方整備局におけるコンプライアンス・インストラクター（平成19年5月実施のコンプライアンスの理念、趣旨、指導方法等についての1週間の

集中研修を受講した地方整備局職員)による職員に対するコンプライアンスの徹底に係る指導については、①全事務所(局を含む;事務所毎又は近隣事務所合同)の全職員を対象とするコンプライアンス講習会、②対象者を絞って(幹部クラスなど)のコンプライアンス講演会・講習会等、③地方整備局職員研修におけるコンプライアンスに関する講義などの方法によりそれぞれ実施又は実施する予定としていた。

・コンプライアンスについての研修・講習の実施状況

地方整備局等職員研修における新規採用研修、管理職等階層別研修及び経理事務や道路・河川などの事業関係の専門研修でのコンプライアンス講義の実施の他、職員研修とは別にコンプライアンス講演会・講習会等を実施又は実施する予定としていた。

地方運輸局等では、一部の地方運輸局等において運輸局支局長会議の場等でコンプライアンスに関する注意喚起を行っている事例があった。

イ)「発注者綱紀保持マニュアル」の整備及び周知徹底

・発注者綱紀保持マニュアル

各地方整備局においては、「職員からの通報制度(内部及び外部)の整備」及び「外部からの不当な働きかけの防止に係る制度の創設」の他、「発注者綱紀保持規程」の内容の分かりやすい解説や事例の記述を見直すなど「発注者綱紀保持マニュアル」の内容を充実するとともに同マニュアルの職員への周知が行われていた。

また、北海道開発局では、発注者綱紀保持規程及び同マニュアルの改正を、内閣府沖縄総合事務局開発建設部では、発注者綱紀保持規程の改正及び同マニュアルの整備を、それぞれ地方整備局の動向を参考にしながら予定している。

各地方運輸局においては、発注者綱紀保持規程及び同マニュアルの案を作成していた。なお、今後、設置される予定の発注者綱紀保持委員会の中で、発注者綱紀保持規程及び同マニュアルについて検討することとしている。

・携帯用カード

地方整備局職員の行動規範、遵守すべき事項などを記載した携帯用カードについては、各地方整備局において、それぞれ工夫をこらして作成・配付されていた。

ウ)入札談合に係る法令違反に対する厳しい懲戒処分等の周知徹底

各地方整備局等においては、職員用ホームページに、コンプライアンスの心構え、入札談合等関与行為の事例、関与した場合の厳しいペナルティについての関係資料を掲載するとともに、その旨職員に対し通知、メール、会議等により周知していた。

②職員からの通報制度の整備

各地方整備局においては、秘匿性の高い「コンプライアンス窓口」が内部及び外部に設置されていた。また、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部においては、内部窓口は設けられており、地方整備局の動向を参考にしつつ、外部窓口の設置についての検討を予定している。

③外部からの不当な働きかけの防止

各地方整備局においては、「職員が、入札契約に関連して、退職者あるいは企業関係者から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときは、直ちに所属長等に報告させるとともに、その概要を記録し、働きかけの内容及びそれに対する対応を公表する」制度を設けていた。

北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部においては、地方整備局と同様の制度を設けることを検討している。

各地方運輸局においては、今後、設置される予定の発注者綱紀保持委員会の中で検討することとしている。なお、不当要求対策については、北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局、九州運輸局、内閣府沖縄総合事務局運輸部において不当要求対策要領を制定し、不当要求に対して組織的な対応ができる体制が構築されていることが確認できた。

④監察・監視体制の強化・充実

各地方整備局においては、平成20年度より入札契約監査官1名を拡充し、また、同年度中に監査官1名を定員強化するなど、入札契約における不正行為の監視強化及び監査体制の充実を図る予定としている。

入札監視委員会における活動状況に関しては、第3回入札談合防止対策検討委員会（平成19年4月19日）において確認された「水門設備工事」の入札監視委員会審議事案への抽出及び同年第二四半期からの入札監視委員会審議事案の約2割程度の増に向けた取り組みが、各地方整備局等において行われていた。

⑤工事発注組織の見直し

・人事管理の見直し

各地方整備局においては、入札契約等に関する同一職への長期従事の抑制に関し、3年を超える職員が見られたところであるが、次期異動期における解消に向けて検討するとしていた。

2) 競争性・透明性等の向上のための入札契約方式の改善に関する取組状況

①多様な発注方式の採用

各地方整備局等においては、水門設備工事、橋梁上部工事等において、詳細設計付き施工発注方式など多様な発注方式の導入が図られていた。

また、東北、北陸、九州地方整備局においては、CM方式の活用に努めていた。

②一般競争方式の拡大

ア) 一般競争方式の拡大状況

各地方整備局等は、平成19年度に実施する事業について、一般競争方式の対象とする工事に係る予定価格の額に関し1億円を下回る基準を設けるなどにより、一般競争方式の拡大に努めていた。

また、水門設備工事については、各地方整備局等において、平成19年度から、災害復旧工事を除き、すべての工事について一般競争方式に移行することとしていることを確認した。

イ) 総合評価方式の拡充状況

総合評価方式の拡充については、平成19年度は、金額ベースで約9割、件数ベースで約6割の工事において総合評価方式を実施する旨の通知が各地方整備局長等に対しなされているが、各地方整備局等においては、上記割合を超えて実施することとしていることを確認した。

また、総合評価方式における技術提案内容の事前調整などによる入札談合の抑止のため、技術提案等について応札者間の同一性・類似性が認められた場合は失格にするほか、評価点の予測が一層困難となる評価方法等が、各地方整備局等において導入されていた。

ウ) 入札ボンドの導入状況

各地方整備局等において、政府調達協定対象工事について入札ボンドを試行（予定を含む）していた。

3) ペナルティの強化に関する取組状況

①建設業法に基づく営業停止処分の強化

建設業法に基づく営業停止処分の強化に関し、各地方整備局等は「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」を改正し、代表役員が独占禁止法・刑法談合の刑事罰を受けた場合の営業停止期間を、法律上の上限である1年に延伸し、その他の場合の営業停止期間についても倍増するとともに、地域限定を廃止（処分に係る対象地域を全国に拡大）していた。

②発注者として行う指名停止措置の強化

重大な独禁法違反行為等における指名停止期間を現行の1.5倍相当とし、その最長期間を24ヶ月から36ヶ月へ延伸することとして、昭和59年3月29日付け「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」を平成19年8月31日に改正し、同年9月1日から施行・適用しているところであるが、これに関連する平成18年度及び19年度の措置の状況について調査したところ、指名停止期間に関する本省の指導等を踏まえ適正に行われていた。

4) 再就職の見直しに関する取組状況

①鋼橋上部工事における談合事件を踏まえた自粛措置の継続

各地方整備局等は、（ア）重大な法令違反に関与した企業への再就職の自粛、（イ）直轄工事受注企業への幹部職員の再就職の自粛、（ウ）早期退職慣行の是正への取組の各措置を引き続き継続していた。

また、各地方整備局等では、「国土交通省退職者の特定部署への就任自粛等の要請について」をホームページ及び庁内の掲示板等に掲示するとともに、それを該当する契約受注業者に配付し、当該退職者を営業担当部署に就任させることがないように要請するとともに、一般競争（指名競争）参加資格審査の業態調書を申請企業から提出させていた。

(3) 入札談合防止対策以外の事項

1) 公益通報体制の整備に関する取組状況

公益通報については、地方支分部局においても処分等の権限を有する行政機関として公益通報の通報先となることが考えられるところであるが、地方支分部局においては、公益通報に係る問い合わせ等がまだ少ないこと、また、公益通報が直接寄せられる可能性も低いと思われることから、公益通報窓口を設けることの必要性はあまり感じられないとのことであった。

なお、地方支分部局では、公益通報窓口の紹介を行うほか、公益通報とし

での通報がなされた場合については、各地方支分部局の実情に応じて遅滞なく公益通報窓口に送付する取り扱いとしていた。

2) 地方整備局等における建設業法令遵守の推進体制の整備に関する取組状況

各地方整備局等は、「建設業法令遵守推進本部」を設置し、(ア)建設業者の法令違反情報等の収集、(イ)報告徴収及び立ち入り検査の実施、(ウ)関係機関との連絡調整を実施していた。

3) 地方運輸局等における海上運送事業関係法令遵守の推進体制の整備に関する取組状況

①運輸安全マネジメント制度に関する事業者への指導

各地方運輸局等においては、運輸安全マネジメント制度に係る事業者・団体説明会を適宜開催し、事業者に対する制度の周知・指導がおおむね着実に実施されている状況が確認できた。

②平成18年度年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施状況

各地方運輸局等においては、年末年始、夏期等の多客期における輸送等の安全の確保のために各事業者が行う自主点検の状況について報告徴収を行い、指導を行っていた。また、現地確認の実施による点検状況の把握も行っていた。

4)コンプライアンスに係る事件への対応状況

近畿地方整備局においては、平成20年1、2月の収賄及び競売入札妨害事件に関し、同年1月、外部の委員を含んだ「近畿地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会」(委員長は局長)を設け、当該委員会において事実関係の調査及び改善措置の検討を行い、実施可能なものについては「当面の再発防止策」として取りまとめて対応し、その後の詳細な事実関係が明らかになった段階で必要な追加の対策を講じる予定としていた。

関東地方整備局においては、用地調査業務従事職員等に係る事件に関し、副所長・総務課長会議において事件の概要報告と綱紀保持の徹底について繰り返し説明したほか、同局用地部主催のブロック会議で再発防止策や業者及び退職職員との接触のあり方等について討議等するなどの措置を講じていた。

2. 提示意見

ア 各地方整備局においては、平成19年6月に示された入札談合防止対策に係る改善措置を受け、順次その取り組みを進めているところであるが、引き続きその取組を推進するとともに、各局間の情報交換や取り組みによる効果の検証を行い、必要に応じ改善を行いつつ入札談合防止対策の一層の推進に努めること。

北海道開発局及び地方運輸局においては、地方整備局におけるこれらの取り組みを参考に、各局間の情報交換等を行い入札談合防止対策の推進に努めること。また、内閣府沖縄総合事務局においても、上記の取り組みを参考に、その分掌する地方整備局又は地方運輸局所掌事務に係る入札談合防止対策の推進に努めること。

イ 地方支分部局においては、公益通報者保護法の趣旨を踏まえ、公益通報を国土交通省公益通報窓口へ遅滞なく伝達できるよう引き続き適切な対応に努めること。

3. 推奨事例

(1) 地方整備局等におけるコンプライアンスの徹底に関する取り組み

①九州地方整備局の取り組み

九州地方整備局では、職員に対するコンプライアンスの徹底に関し、次のような工夫した取組を行っている。

- コンプライアンス・インストラクター7名の分担により、平成19年10月より「事務所単位のコンプライアンス研修（キャラバン隊）」を毎年度1回全事務所（局を含む）において開催し、3年間をかけて全職員に研修を行うこととしている。
- 全事務所事務副所長を対象として、平成19年4月19日、20日の2日間、『コンプライアンス＝社会的要請に適応すること』、『職員ときちんと向き合う職場内「コミュニケーション」向上が必要』の2点を念頭に、①「職員の不祥事について」、②「談合について」の2テーマを設定したオフサイト・ミーティングが行われた。
- 有資格業者に対し九州地方整備局発注者綱紀保持規程及び同マニュアルを紹介し、理解と協力を求めるとともに、「事業者等からの不当な働きかけがあった場合、これを記録し公表する」ことになった旨を注意喚起している。また、建設業協会に対し九州地方整備局の発注者綱紀保持の取組への理解と協力を要請している。

②中国地方整備局福山河川国道事務所の取り組み

中国地方整備局福山河川国道事務所では、職員のコンプライアンスに対する意識を高め、不祥事を未然に防ぐことが職員一人一人の業務への自信と誇りにつながると考えて、独自の取組みとして、「福山河川国道事務所コンプライアンス委員会」を平成19年4月に設置し、コンプライアンスに関する疑義等の相談・通報窓口を設けるなど、積極的な活動を行っている。

Ⅱ. 研修メニューの体系化・多様化、組織間の役割分担の明確化・研修に係る予算制度の充実など国土交通省における職員研修体系の整備・改善・充実

1. 報 告

(1) 総 論

職員研修に関し、時代の変化に即応した研修の実施状況、技術や社会の状況を踏まえた適切な研修手法の導入、研修の効果的利用等について監察を実施した。

国土交通大学校は、国土交通省の職員その他の者に対する国土交通省の所掌事務に関する研修ををつかさどる機関であり、幅広い分野にわたる研修を実施していた。

地方整備局等は、国土交通大学校等の研修機関が実施する研修を利用するほか、自ら研修やその他の能力開発を実施していた。

国土交通大学校及び地方整備局等における研修に係る業務の執行状況は概ね良好であったが、改善すべき点も見られた。

地方運輸局等は、国土交通大学校等の研修機関が実施する研修を受講するほか局内各部毎に‘研修’又は‘会議’を実施する等、人材育成に努めていた。

(2) 国土交通大学校及び地方整備局等

1) 人材育成の基本的考え方、研修の基本的考え方及び研修計画等の作成

各地方整備局等において、研修を人材育成の手段としており、関東地方整備局、北海道開発局は人材育成の基本的考え方を独立の文書として定めていた。

研修の基本的考え方については、一部の機関では毎年度の研修実施計画とは別に基本計画を定めている例もあったが、多くの地方整備局において研修実施の基本的考え方を、毎年度の研修実施計画の中で基本方針として定めていた。

国土交通大学校においては、平成13年3月に「国土交通大学校研修の当面の取り組み」を作成し、研修の基本的考え方を定めているが、毎年の研修計画書の内容は必ずしもそれに整合していない。現在作業が進められている中長期的な研修の基本方針の策定を速やかに行うとともに、新たな基本方針に基づいて研修計画書を作成することが必要である。

なお、研修計画の策定等については、平成13年1月6日の省庁再編後の現状では、各地方整備局及び北海道開発局において、各機関で独自の体制により検討を行い、毎年度、研修実施計画が策定されている。また、各地方整

備局によって作成された年度毎の研修実施計画は大臣官房人事課に報告されており、北海道開発局については北海道局総務課に提出されている。内閣府沖縄総合事務局（開発建設部）においては、独自の研修実施計画等は策定していない。

2) 時代の変化に即応した研修の実施状況

① 研修の実施状況

国土交通大学校は、国土交通省の総合的な研修機関として、研修を実施していた。地方整備局等においては、国土交通大学校等の研修機関が実施する研修を利用するほか、自らも研修を積極的に実施していることが確認できた。

② 宿泊免除その他の研修対象者への配慮

地方整備局等では定員削減などにより長期研修への職員派遣が困難となっている状況に応え、宿泊を必要としない研修コースの設定、管内研修のカリキュラムの中から一部の講義を選び研修生以外の職員も研修講義を聴講できる制度の導入、育児や介護を行いつつ研修ができるよう研修期間中の自宅通勤の許可、など様々な取り組みが見られた。

③ 研修ニーズの把握方法等の状況

国土交通大学校においては、研修ニーズの把握に当たっては、毎年度、研修計画書の作成に先立ち、本省及び関係機関に要望調査を実施し、その結果を整理して地方整備局等に通知し、研修実施後には研修生に事後アンケート等を実施するなど研修ニーズの把握に努めていた。

地方整備局等が自ら実施する研修については、研修毎に研修生へのアンケートを実施しており、回収したアンケートを集計・分析し、幹部等に回覧した上で、次年度の研修計画に反映させていることが確認できた。

④ 景観緑三法制定への対応状況及び開始年度

時代の変化に即応した研修の実施状況を確認するために景観緑三法の制定に関連して研修等の新設又は見直しが行われたかを確認したところ、多くの地方整備局等で研修の新設又は見直しが行われていた。

3) 職員の幅広い参加が得られるための方策等

幅広い分野にわたる総合的な理解のため分野横断的な研修の実施については、国土交通大学校では、多岐の分野にわたる広い知識が必要となる研修を実施していた。一部の地方整備局等においても、各部門に共通する横断的課

題等を扱う研修を各部関係職員合同で実施している研修が見られた。

研修対象者の幅を広げる取り組みについては、地方整備局等では地方整備局等以外の国土交通省関係機関の職員、自治体職員との合同研修の実施、及び地方整備局内公募による研修受講者の募集を行うなどの取り組みが見られた。

4) 技術や社会の状況を踏まえた適切な研修手法の導入

地方整備局等においては、講習会など各種手法を活用して人材育成がなされていることが確認できた。具体的には、10のうち8の地方整備局等が講演会を、すべての地方整備局等が講習会を、10のうち8の地方整備局等が民間企業派遣研修を実施していた。海外研修を実施している地方整備局等はなかった。

各種研修手法の導入については、国土交通大学校では、実施した講義をビデオ収録したDVDの配布等を行っていたが、現時点では、コンテンツの量も少なく、最新版となっていないものも多かった。

地方整備局等については、研修の講義資料等を職員用ホームページに掲載し、講義を録画したDVD等の貸出等を行っていたほかCATV等による講義状況の映像配信の事例も見られた。ただし、これらの措置を講じていない地方整備局等も見られるほか、実施している地方整備局等においても、実施状況や活用状況が必ずしも十分でない事例も見られた。

国土交通大学校及びすべての地方整備局等において、内部講師の育成のための人事院の研修への職員の派遣、地方整備局において、初めて研修講師を予定する職員等のための研修等や「研修講師マニュアル」の職員用ホームページ掲載などの取り組みが確認できた。

国土交通大学校においては、LL教室の使用日数が平成18年度には5日まで減少し、平成19年度は使用予定がないことが分かった。

5) 研修の効果的利用

①各種研修への職員の派遣・参加状況

地方整備局等においては、自ら計画し実施する研修のほか、国土交通大学校や人事院等の他機関が実施する研修に職員を計画的に派遣・参加させていることが確認できた。なお、多様化する国民ニーズに対応するとともに、職員の長期間不在による各所属における日常業務への負担を最小限に抑えるため、日帰りを基本とする研修を導入（関東地方整備局）するなどの工夫が見られた。

②研修成果の共有方法等

研修受講後の研修成果の共有については、研修報告会の開催、研修レポートの提出、講義資料の職員用ホームページへの掲載、研修資料の回覧などの方法により、研修で得られた知識の共有に努めていることが確認できた。ただし、今回監察した国土交通大学校及び地方整備局等においては、研修成果の共有方法について体系的な取り扱いが定まっていないところが多く、研修成果の共有の仕方については研修を受講した職員の所属長の判断等に委ねられており、その取り扱いに差異が生じている事例が散見された。

③職員を研修に派遣する際の基準や考え方

国土交通大学校及び地方整備局等においては、職員を研修に派遣する際の基準や考え方について明文化されたものはなかったが、諸般の事情を踏まえて所属長等が推薦者名簿を作成し、受講者を推薦する仕組みとなっていることが確認できた。

6) 研修の現状に関する認識等

国土交通大学校及び地方整備局等においては、職員数が減少している中で長期間の研修が業務に与える影響等を懸念する声が少なからずあり、特に、事務所等においては業務との兼ね合いから職員の長期派遣が困難であるとの認識が見られた。

一方で、現状では組織内部における技術力の継承が危ぶまれているとの声もあり、新たな行政ニーズに対応するためにはこれまでの短期的な養成だけでなく専門技術のスペシャリストとしての長期間の養成が必要であるとの認識や、インターネット等を活用したEラーニング研修など、新たな研修のあり方や研修手法の導入等を視野に入れた見直しが必要との認識が見られた。また、国土交通大学校が実施する高度な専門研修にできるだけ多くの職員が参加できるよう研修受講枠の拡大等を求める要望があった。

(3) 地方運輸局等

1) 人材育成の基本的考え方、研修の基本的考え方及び研修計画等の作成

地方運輸局等においては、人材育成に関して国土交通大学校等の研修機関の実施する研修を受講することを基本としており、地方運輸局等独自に「研修の基本的考え方や研修計画等の作成」はしていなかったが、国土交通大学校計画の研修のうち、総合課程新規採用職員（地方Ⅱ・Ⅲ種）（9ブロック）、総合課程初任係長（地方ブロック）については、各地方運輸局において実施していた。

また、行政ニーズの高度化・多様化等に伴う企画部門及び事業部門の専門的知識や能力の向上を図るため、各研修機関の実施する研修等への計画的な参加と人事交流に努めるほか、自動車登録官及び自動車検査官並びに運航労務監理官及び外国船舶監督官の各執行官に関しては、その専門的知識の習得を確実にを行うため、年間の会議・研修に係る計画表を作成していた。

2) 研修ニーズの把握方法

九州運輸局では、一部の研修又は会議について、事前に質疑事項や提出議題、懸案事項を把握し、また中部運輸局では、研修終了後にアンケートを実施するなど研修ニーズの把握と研修への反映に努めていた。

3) 関係部局間に共通する横断的課題等を取り扱う研修コースの設定

大部分の地方運輸局において、自動車交通部と自動車技術安全部に共通する監査等の業務課題について、「監査及び行政処分等担当官会議」等を合同で開催するなど、幅広い分野にわたる総合的な理解のための研修を実施していた。

4) 能力開発の各種形態の実施状況

窓口業務を担当する職員を対象に、窓口サービスの向上に必要な知識、考え方の習得のため有名デパート等民間企業の業務を体験する研修を実施（関東運輸局及び近畿運輸局）するなど多様な形態での能力開発に努めていた。

5) 研修の効果的利用

各種研修への職員の派遣・参加については、国土交通大学校その他の研修機関の実施する研修に計画的に派遣する他、各部が計画・実施する‘研修’又は‘会議’に参加している状況であった。

また、国土交通大学校その他の研修機関実施の研修受講及び各部実施の‘研修・会議’の参加に係る職員の復命状況については、多くが資料の課内回覧を行っており、場合により復命書の作成や関係職員への口頭又は資料による情報提供が行われていたが、一部に回覧等を行っていない状況が見受けられた。

6) 研修の現状に関する認識等

定員削減や業務量増加などにより国土交通大学校その他の研修機関実施の研修に積極的に参加することが難しくなっているとして、専門講師による出前研修など地方運輸局等で行う‘研修・会議’の実施、短期間の研修を増加することなどの要望があった。

(4) 国土交通政策研究所

国土交通政策研究所については、国土交通省におけるシンクタンクとして、内部部局による企画・立案機能を支援するとともに、政策研究の「場」の提供や研究成果の発信を通じて、国土交通行政分野における政策形成に幅広く寄与する活動を行っている。具体的な情報発信としては、基礎的な調査及び研究に関連する勉強会、講演会、研究成果の公表や出版配布などを行ってきており、これらを通して、職員の人材育成に貢献しているものと考えられる。

2. 提示意見

ア 国土交通大学校は、現在作業が進められている中長期的な研修の基本方針の策定を速やかに行うとともに、新たな基本方針に基づいて研修計画書を作成すること。

イ 地方整備局等は、長期の研修派遣が困難となってきた現状に鑑み、これに対応する措置を検討すること。

ウ 国土交通大学校及び地方整備局等は、IT技術を活用し、職員用ホームページやDVD等による資料提供など研修施設で行う研修以外の方法のさらなる活用を図ること。

エ 国土交通大学校は、LL教室について、用途変更することも含め、有効活用を図ること。

オ 国土交通大学校及び地方整備局等においては、研修内容・成果の職員間の共有を図るための体系的な取り扱いについて検討を進めること。

3. 推奨事例

(1) 人材育成の基本的考え方、研修の基本的考え方及び研修計画等の作成

・ 関東地方整備局における、「人材育成基本方針」とこれを踏まえた「人材育成行動計画」の策定

(2) 時代の変化に即応した研修の実施状況

・ 国土交通大学校による、本省職員が業務と両立しながら必要な知識を修得できる短期の「単科速習研修」の開設

- ・ 関東地方整備局における、1～2日を中心とする基本的に日帰りの「実践研修」の実施
- ・ 関東地方整備局における、管内を11のグループに分けて実施する分散的な研修の実施
- ・ 近畿地方整備局における、研修生以外の職員も聴講できる「オープン講義」の実施

(3) 職員の幅広い参加が得られるための方策等

- ・ 北海道開発局における、北海道開発局以外の国土交通省関係機関（国土地理院北海道地方測量部、北海道運輸局、札幌管区気象台、第一管区海上保安本部）や自治体の職員の研修受け入れ
- ・ 九州地方整備局福岡国道事務所における、所内研修会（講話会や技術研修会）への本局や近隣の直轄事務所職員の参加募集

(4) 技術や社会の状況を踏まえた適切な研修手法の導入

- ・ 東北、北陸、近畿及び九州の各地方整備局及び北海道開発局における、研修の講義資料等の職員用ホームページへの掲載
- ・ 東北、関東及び中部の各地方整備局における、講義を録画したDVD等の貸出等。特に、東北地方整備局仙台河川国道事務所では、所内で独自に行っているセミナーについて講義資料と合わせて講義映像も職員用ホームページに掲載
- ・ 東北、関東、北陸、近畿の各地方整備局における、初めて研修講師を予定する職員等のための研修等の実施
- ・ 中部地方整備局における、効果的な講義法等について説明した「研修講師マニュアル」の職員用ホームページへの掲載
- ・ 関東運輸局における、民間窓口接客サービス実務研修の実施
- ・ 近畿運輸局における、民間企業の業務を体験させる民間研修の実施

Ⅲ. 地方整備局等における入札談合情報に関する取組状況

報 告

(1) 公正入札調査委員会の設置等の状況

地方整備局等においては、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対する的確な対応を行うため、公正入札調査委員会を設置し、入札談合に関する情報に対応するために随時開催していることを確認した。

(2) 談合情報対応マニュアルの職員への周知状況

地方整備局等においては、談合情報対応マニュアルについて関係部局の長に対し文書により周知するほか契約例規や職員用ホームページに掲載していた。

(3) 公正入札調査委員会に報告した入札談合に関する情報の処理状況

1) 公正入札調査委員会の開催状況

公正入札調査委員会の開催回数は年間400回前後となっている。

2) 入札談合情報の処理状況

各局ともに、談合情報の公正取引委員会への通報、事情聴取を行い、「談合の事実があったと認められる場合」は「入札執行の取り止め」を行い、公正取引委員会に通報及び通知するなど談合情報対応マニュアルに沿って適切に処理していることが確認できた。

なお、談合の疑いを払拭できないものについては、各地方整備局等において、状況により、「入札の執行を取り止め」、その旨公正取引委員会へ報告等を行っていた。この公正取引委員会への報告等は、適切な取組と考えられるが、この場合における「入札執行の取り止め」又は「入札執行」の判断にあたっては、引き続き公正入札調査委員会での十分な審議を踏まえて行うよう努めることが望ましいと考える。